

市政記者各位

## 離婚によるひとり親世帯等への給付金の支給について (子育て世帯への臨時特別給付)

国の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(給付金)」は、可能な限り迅速に支給をするため、令和3年9月分の児童手当受給者等を支給対象者としています。

そのため、給付金の基準日以降に離婚した場合、給付金の支給対象者と現在の児童を養育している人が異なることがあります。

福岡市では、この国の給付金の対象となる世帯において、支給日までの離婚等(協議中も含む)が原因で、現在児童を養育しているが、国の給付金を受け取ることができない人に対し、**児童一人当たり10万円を支給**しますので、お知らせいたします。

1. 支給額                      児童一人当たり    10万円

### 2. 対象者

「子育て世帯への臨時特別給付」(国制度)の対象となる世帯において、支給される前の離婚等(協議中も含む)を理由に、児童を現に養育する者が、国の給付金を受け取ることができない者(9月30日現在、福岡市に住民登録があった者に限る。)

<参考> 「子育て世帯への臨時特別給付」(国制度)の対象

- ・ 令和3年9月分の児童手当受給者
- ・ 令和3年9月30日時点で高校生世代(平成15年4月2日~平成18年4月1日)の児童を養育する父母等のうち所得が高い方

※ いずれも、対象者の令和2年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方に限る。

### 3. 申請について

対象要件を確認した上で、申請書や必要書類等についてご案内しますので、まずは、コールセンターにお問い合わせください。(申請期限：令和4年3月31日まで)

〔 「福岡市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター」  
TEL: 092-401-1800 (受付時間：平日9時~17時30分) 〕

#### 【問い合わせ先】

こども未来局 こども家庭課 担当：<sup>じょうじき</sup>定直、野田  
TEL:092-711-4237 (内線1757)